

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年6月28日

大分県知事 広瀬勝貞 殿



提出者

住所 大分県豊後大野市千歳町柴山1746番地22

氏名 有限会社ちとせ

代表取締役 恵藤 修



電話番号 0974-37-2165

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

| | |
|--------------------------|----------------------|
| 事業場の名称 | 有限会社 ちとせ |
| 事業場の所在地 | 豊後大野市千歳町柴山1746番地22 |
| 計画期間 | 平成30年4月1日～平成31年3月31日 |
| 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 | |
| ① 事業の種類 | 06 総合工事業 |
| ② 事業の規模 | 13,272万円 |
| ③ 従業員数 | 5人 |
| ④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 | 別紙①-1 |

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①-2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

| | | | | | | |
|------|---|------------|---------|--------|--------|---------|
| ① 現状 | 【前年度（平成29年度）実績】 | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 木くず | 廃プラ | ガラス陶器等 | 金属・繊維等 |
| | 排出量 | 1,364.22 t | 31.77 t | 3.91 t | 2.95 t | 11.19 t |
| | <p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場ごとに、設計数量以上の産業廃棄物を出さないように管理する。 ・側溝などの2次製品も再利用できるものは、利用する。 | | | | | |
| ② 計画 | 【目標】 | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 木くず | 廃プラ | ガラス陶器等 | 金属・繊維等 |
| | 排出量 | 150 t | 10 t | 2 t | 2 t | 5 t |
| | <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2次製品の再利用 ・可能な限り自社処理して、再生品、再資源化を行う | | | | | |

産業廃棄物の分別に関する事項

| | |
|------|--|
| ① 現状 | (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) リサイクル可能な木くず、がれきは現場でそれぞれ、異物が混入しないように取り除いて収集運搬を行う。 |
| ② 計画 | (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、がれきを再利用・再資源化できるよう異物(土・石)を現場で取り除く。 |

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

| | | | |
|------|--|------------|------|
| ① 現状 | 【前年度（平成29年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 木くず |
| | 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 | 1,364.32 t | 0 t |
| | (これまでに実施した取組) 自社の中間処理施設によりそれぞれ適正処理を行い、再生品等として再利用を行った。 | | |
| ② 計画 | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 木くず |
| | 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 | 150 t | 10 t |
| | (今後実施する予定の取組) 処理許可を取得している自社の中間処理施設を利用し、再生品等として再利用を行う | | |

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

| | | | |
|---|--|------------|-----|
| ① 現状 | 【前年度（平成29年度）実績】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 木くず |
| | 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t |
| | 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 | 1,364.32 t | 0 t |
| ② 計画 | (これまでに実施した取組) それぞれ処理機で破碎し、再資源化（RC40）した。 | | |
| | 【目標】 | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき類 | 木くず |
| | 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 | 0 t | 0 t |
| 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 | 150 t | 10 t | |
| (今後実施する予定の取組) これまで同様中間処理し再生品の品質向上を図る。また、中間処理した根株や竹など（再生品化困難）の木くずは、委託することで、燃料や原料として再資源化させる。 | | | |

(第4面)

| 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 | | | | | | |
|--|--|------------|---------|---------|--------|---------|
| ① 現状 | 【前年度（平成29年度）実績】 | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 廃プラ | | ガラス・陶磁器 | | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 | 0 t | | 0 t | | |
| | (これまでに実施した取組) 選別・破碎し、再資源にまわした。 | | | | | |
| ②計画 | 【目標】 | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | 廃プラ | | ガラス・陶磁器 | | |
| | 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 | 2 t | | 2 t | | |
| | (今後実施する予定の取組) 可能な限り自社処理して、再生品、再資源化を行う | | | | | |
| 産業廃棄物の処理の委託に関する事項 | | | | | | |
| ①現状 | 【前年度（平成29年度）実績】 | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき | 木くず | 廃プラ | ガラス陶器等 | 金属・繊維等 |
| | 全処理委託量 | 1,364.32 t | 31.77 t | 3.91 t | 2.95 t | 11.19 t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t | t | t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | 1,364.32 t | 31.77 t | 3.91 t | 2.95 t | 11.19 t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t | t | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t | t | t | t |
| (これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・委託先で可能な限り選別や破碎をし、再生利用される。 | | | | | | |

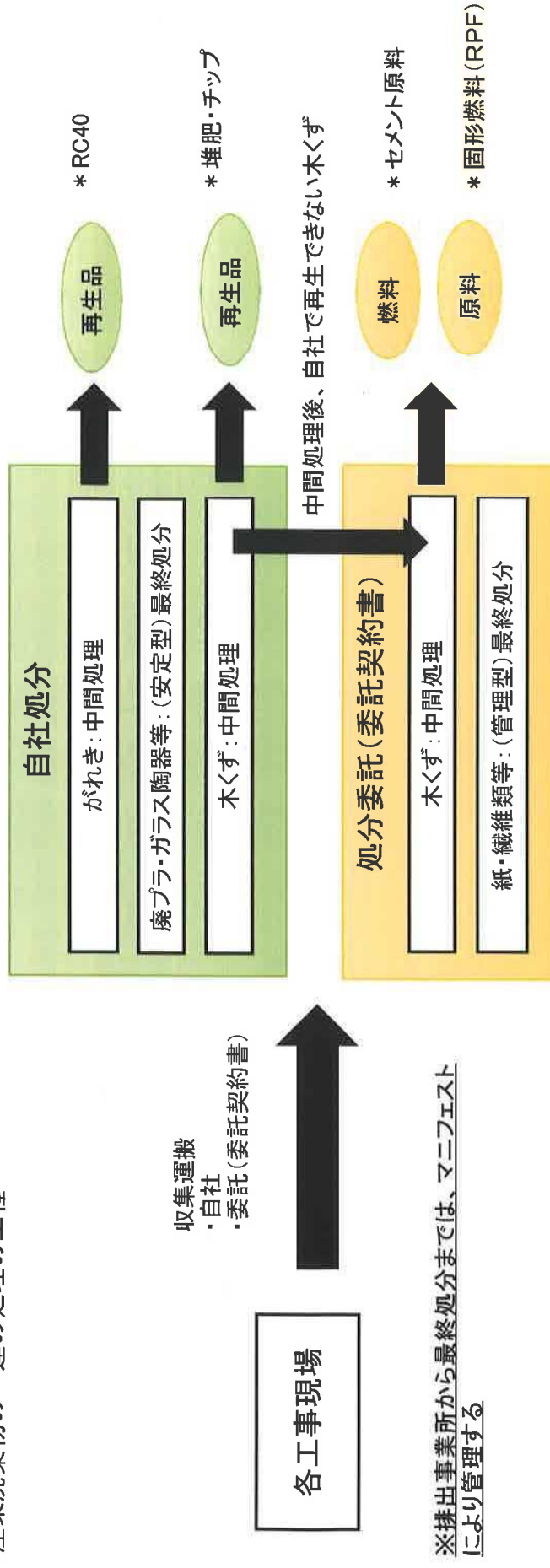
| | | | | | | |
|--------|---|-----|------|-----|--------|--------|
| ②計画 | 【目標】 | | | | | |
| | 産業廃棄物の種類 | がれき | 木くず | 廃プラ | ガラス陶器等 | 金属・繊維等 |
| | 全処理委託量 | t | 10 t | t | t | 5 t |
| | 優良認定処理業者への処理委託量 | t | t | t | t | t |
| | 再生利用業者への処理委託量 | t | 10 t | t | t | 5 t |
| | 認定熱回収業者への処理委託量 | t | t | t | t | t |
| | 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | t | t | t | t | t |
| | <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・また、再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ委託処理する。 | | | | | |
| ※事務処理欄 | | | | | | |

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①-1

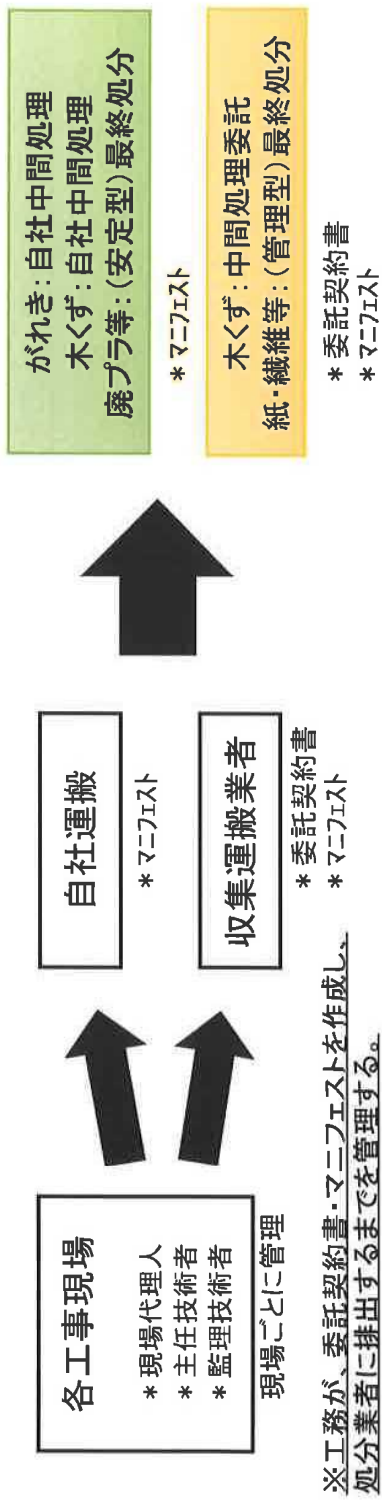
産業廃棄物の一連の処理の工程



※排出事業所から最終処分までは、マニフェストにより管理する

別紙①-2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図)



※工務が、委託契約書・マニフェストを作成し、処分業者に排出するまでを管理する。